

【会議録】

会 議 名	令和7年度第2回港区地域包括支援センター運営協議会
開 催 日 時	令和7年11月20日（木）19時00分から20時30分まで
開 催 場 所	港区役所 9階911・912会議室
委 員	出席者 11名 和気会長、田中副会長、菰池委員、谷村委員、兼松委員、柏委員、 長谷川委員、高木委員、古屋委員、土屋委員、小松谷委員 欠席者 1名 川名委員
高齢者相談センター（地域包括支援センター）	各高齢者相談センター 管理者 （麻布地区高齢者相談センターは、主任介護支援専門員を含む）
事 務 局	高齢者支援課長、介護保険課長、高齢者支援課高齢者相談支援係長、他3人
会議次第	1 開 会 （1）高齢者支援課長挨拶 2 議 事 （1）令和7年度高齢者相談センター事業報告（4～9月）について（報告） （2）令和7年度高齢者相談センター地区地域ケア会議について（報告） （令和7年4月～9月分） （3）地域包括支援センターの指定期間満了を見据えた区の検討状況について（報告） （4）令和7年第3回港区議会定例会における「地域包括支援センター関連」の主な質疑について （5）その他 3 連絡事項 4 閉 会
配布資料	資料1 令和7年度芝地区高齢者相談センター事業報告（4～9月） 資料1－2 令和7年度麻布地区高齢者相談センター事業報告（4～9月） 資料1－3 令和7年度赤坂地区高齢者相談センター事業報告（4～9月） 資料1－4 令和7年度高輪地区高齢者相談センター事業報告（4～9月） 資料1－5 令和7年度芝浦港南地区高齢者相談センター事業報告（4～9月） 資料2 令和7年度高齢者相談センター地区地域ケア会議について （令和7年4月～9月分） 資料3 地域包括支援センターの指定期間満了を見据えた区の検討状況について 資料3別紙 港区立地域包括支援センターの主な課題とその解決策の方向性について 資料4 令和7年第3回港区議会定例会における「地域包括支援センター関連」の主な質疑について 資料5 港区地域包括支援センター運営協議会設置要綱 資料6 港区地域包括支援センター運営協議会委員名簿

会議の結果及び主な発言	
	<p>1 開 会</p> <p>(1) 高齢者支援課長挨拶 前回欠席であった介護保険課長及び長谷川委員挨拶。</p> <p>2 議 事</p> <p>(1) 令和7年度高齢者相談センター事業報告(4～9月)について(報告) 各地区高齢者相談センター(以下「センター」という。)から、資料1から1-5について報告。</p>
会長	資料1など「報告すべき会議一覧」を見ると、「その他カンファレンス」の分類が多く見受けられる。分類を整理した方がよいのではないか。
事務局	<p>虐待ケア会議や権利擁護支援チーム会議などの分類は、区の要綱やマニュアルで規定しているものを列挙した。「その他カンファレンス」が多いため、今後は分類を整理していきたい。</p> <p>今回、資料としては示していないが、区として「その他カンファレンス」の内容は個別に把握している。</p>
会長	<p>当初はその他カンファレンスの件数も少なく、問題視されなかったと思われる。しかし現在は件数が増加しているため、もう少し細かく分類すべきである。</p> <p>分類を整理する作業は大変かもしれないが、過去1、2年間の会議を概観し、内容を整理・分類して位置付けていき、資料の提示方法も工夫すれば、理解しやすくなると思われる。</p> <p>こうすることで、各地区における「その他カンファレンス」の傾向が把握でき、ニーズ分析にも効果的に活用できる。</p>
会長	オレンジカフェの参加者が少ないのは、対象者自体が少ないのか、又は対象者の掘り起こしができておらずニーズが潜在化しているのか。周知方法など各センターの対応に課題があり、センター間でより良い周知方法を検討する必要があるのではないかと感じる。
麻布地区高齢者相談センター	<p>今年は認知症対応スタッフを増員し、対象者の発掘を進めている。しかしそういった方たちが参加するとは限らない。認知症の方であっても、症状が顕著に現れて生活に支障が出てきてからでなければ参加しない区民が多いなど、港区民の地域性があると感じている。</p> <p>区の関係部署が認知症と判断しないケースもあり、発掘ができない場合もある。そのため、認知症の理解の促進と関係者との連携が必要である。</p> <p>また、オレンジカフェの事業としては国の方針や人員の増加により、以前より積極的な取組がされていると感じている。</p>
会長	例えばオレンジカフェでは、「認知症の人が行くところ」というイメージが先行する

事務局	<p>ことがある。子ども食堂でも「貧しい子どもが行くところ」というイメージを避けるため、名称変更が行われた事例がある。高齢者支援の分野でも、名称や表現を工夫することで参加者の増加が期待される。</p> <p>現状、センターで行っているオレンジカフェの参加人数は大きく増加していないが、区が委託している医療機関連携型のオレンジカフェは増加傾向にある。しかし、偏見や古い認知症観が残っていることも感じている。</p> <p>国や区では、認知症になっても住み慣れた場所で希望を持って暮らすことができるという新しい認知症観の理解促進を掲げており、区としても、地域で生活する認知症の方々の実態に即したオレンジカフェの開催や支援体制の充実化を図っていきたい。</p>
会長	<p>偏見などの課題は短期で解決するものではなく、意識改革を少しずつ進めることが重要である。事務局には、そのサポートを積極的に担ってほしい。</p> <p>(2) 令和7年度高齢者相談センター地区地域ケア会議について（報告） （令和7年4月～9月分） 事務局から、資料2について報告。</p>
会長	<p>地域ケア会議の種別について、個別課題解決型や地域連携型などがあるが、同時に行うことはあるのか。</p>
事務局	<p>上半期には、高輪地区で個別課題解決型と地域課題型・地域連携型を同時開催した。なお、自立支援型は介護予防に関して、個別課題解決型は特定の高齢者の課題に関して議論を行っている。</p>
麻布地区高齢者相談センター	<p>港区では自立支援型は介護予防推進係が、それ以外は高齢者相談支援係が主に参加している。</p>
事務局	<p>地域ケア会議は介護保険法115条48項及び厚生労働省ガイドラインに基づいたもので、港区では年間開催回数を区が指定管理者に提示している。</p>
会長	<p>会議は形式や回数に捉われず、内容や効果を重視すべきであり、共依存夫婦の意思決定支援など個別ケースの課題を数字的なもので拘束するのはいかがなものかと思った。個々の課題を丁寧に検討することが重要である。</p>
A委員	<p>個別支援面では、関係機関の連携が進み、役割分担も整理されてきたが、地域支援面では改善の余地があると感じている。個別ケースは複雑で、類型にこだわりすぎると支援の幅が狭まることに注意が必要。地域支援など、今後、力を入れていく必要がある。</p> <p>国のガイドラインにおいて、類型に当てはめるといふ考え方は存在するかもしれないが、個別のケースには多様な要素が複雑に絡み合っているため、無理にどこかの類型に当てはめることには違和感がある。また、支援においては多角的な視点を持ち、寄り添いながら対応すべきケースが数多く存在する。類型に当てはめることで、やるべきこ</p>

	<p>とが固定化されてしまうことが懸念される。</p> <p>会長 地域ケア会議で実施していたものが、どれほどの割合で重層的支援体制整備事業（以下「重層」という。）の会議に移行しているのかは明確ではないが、移行自体は良い場合もある。なぜなら、複雑な問題を抱えるケースでは、重層で対応した方が効果的な場合があるからである。本来は地域ケア会議で対応した方がうまくいくケースもあるため、こうした事例はモニタリングし、適宜改善を検討する必要がある。</p> <p>厚生労働省は「地域共生」「包括的支援体制」「重層」を重点施策として掲げている。そのため、地域ケア会議から重層へ移行する動きがあるが、こうした制度上の要請によって当事者や利用者に不利益が生じることは避けなければならない。不利益を防ぐためにはモニタリングを徹底するとともに、役所内の風通しを良くし、保健福祉課と高齢者支援課の二つの課がしっかり連携していくことが大前提である。</p> <p>さらに、重層では役割分担を明確にするが、割り振られた役割が適切に果たされない場合、完全にボトルネックとなる。これは重層に限らず、決められた役割を確実に遂行することが基本となる。現在は過渡期であり、どの程度定着するかは不透明であるが、効果測定やモニタリングを継続し、改善を図ることが重要である。</p> <p>（3）地域包括支援センターの指定期間満了を見据えた区の検討状況について（報告）事務局から、資料3について説明。</p>
会長	<p>センターは専門職の集団であり、業務には高度な専門性が求められている。指定管理者制度の下で行政がモニタリングを行っているが、そのモニタリングは誰がどのように実施しているのか。</p>
事務局	<p>各センターには担当の行政職員を置いており、モニタリングは主に担当職員が月1回の頻度で行っている。事務職であるため、現場の理解が難しい点もあるが、国の動向や法令情報などを提供し、密に連携を図っている。なお、行政側の総括担当者（係長級）は福祉職であり、福祉的視点を補っている。</p>
会長	<p>モニタリングは運営協議会でも年間を通じて行っている。各センターの報告を受け、評価を行い、問題があれば運営協議会で共有し改善を図っており、モニタリングと進捗管理、評価も兼ねている。ただし、年に3回の協議会では迅速性に欠けるため、行政の日常的な役割は大きいと考えている。</p>
副会長	<p>最近、元気な高齢者が軽度の不調を抱えた際、相談窓口が分からないという声が増えている。介護予防で元気な高齢者が増える一方、軽度の支援が必要になった際の対応が不十分である。民生委員としても相談先が分からず困るケースが多い。「誰一人取り残さない」という理念から、支援体制の見直しが必要ではないか。</p>
B委員	<p>相談対応時に立ち会いが必要な場合、センターに依頼できることは非常にありがたい。今後も連携を強化してほしい。</p>

C 委員	<p>外国語対応の課題がある。最近、中国語で看取り対応を求められた。外国人高齢者への支援は港区で増加しており、通訳体制や多言語対応について検討を深めてもらえるとうありがたい。</p>
D 委員	<p>今後も高齢者の見守りなどセンターと情報共有を継続していきたい。</p>
和気会長	<p>センターは高度な専門職集団であり、区民生活に深く関わっている。しかし、管理運営状況に対する評価は難しく、実績をどう示すかが課題である。区は指定管理者制度を採用しているが、業務基準が詳細すぎて柔軟性に欠ける。他自治体の多くは業務委託を選択しており、港区は特殊な運用を講じている。今後は、現場の裁量を一層尊重できる方向で業務内容を検討してほしい。</p>
事務局	<p>指定管理者制度と業務委託の違いについて、業務委託は契約により厳格に縛られるもので、区が示した仕様どおりに業務を遂行する形式となる。一方、指定管理者制度は区の管理運営を代行する仕組みであり、一定の裁量が認められている。どちらかといえば、指定管理者の方が自由度は高いことは御理解いただきたい。</p> <p>ただし、区の場合、他の自治体に比べて業務基準や仕様を細かく示しすぎている傾向はある。公の施設という位置付けも関係しており、地方自治法に基づく公の施設に位置付けると、直営か指定管理者のいずれかを選択する。港区は指定管理を選択しているが、多くの自治体は直営を選択し、実態として業務委託を行っているところが多い。さらに、センターの設置を条例で定めていない自治体も数多く存在している。</p>
会長	<p>行政裁量の観点から懸念もあるが、現場ではより柔軟な運営を行っている事例もあり、特色ある方法を採用しているところもある。初期段階では「あれをなさい、これをなさい」という指示が必要であったかもしれないが、現在は十分な実績を積んでおり、もう少し緩やかな運営を認めることでパフォーマンスが向上する可能性がある。これは個人的な感想である。</p> <p>(4) 令和7年第3回港区議会定例会における「地域包括支援センター関連」の主な質疑について 事務局から、資料4について説明。</p>
会長	<p>港区議会からはどういったご意見があったか。</p>
事務局	<p>センターの設置基準として、中学校区ごとに設定するなどの国の目安はあるが、区の設置数が不足しているのではないかと、各センターの職員が業務多忙で疲弊しているのではないかと等のご意見をいただいた。</p>
会長	<p>センターの人員増については検討してほしい。区は、事業を精査するとともに、介護保険の中だけでなく、上積みして人員を配置するなどの対応を考えてほしい。</p> <p>(5) その他</p>

特になし。

3 連絡事項

第3回港区地域包括支援センター運営協議会の日程については後日調整し、決定後、再度電子メールで連絡する。

4 閉会